

令和8年 第2回

南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

令和 8 年南会津町議会全員協議会会議録目次

5 月 2 2 日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎事務局職員出席者	1
◎開会の宣告	2
◎議題	2
南会津町選挙管理委員会委員及び補充員選挙について	2
◎閉会の宣告	7

令和 8 年 第 2 回 南 会 津 町 議 会 全 員 協 議 会

議 事 日 程

令和 8 年 5 月 2 2 日（金曜日）午後 1 時 1 8 分開会

1 開会

2 議題

（1）南会津町選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

3 閉会

出席議員（16名）

1 番	酒 井 幸 司	議 員	2 番	芳 賀 正 義	議 員
3 番	湯 田 剛 正	議 員	4 番	星 和 孝	議 員
5 番	古 川 晃	議 員	6 番	渡 部 裕 太	議 員
7 番	森 秀 一	議 員	8 番	川 島 進	議 員
9 番	湯 田 芳 博	議 員	1 0 番	室 井 英 雄	議 員
1 1 番	丸 山 陽 子	議 員	1 2 番	楠 正 次	議 員
1 3 番	湯 田 哲	議 員	1 4 番	高 橋 一 成	議 員
1 5 番	渡 部 訓 正	議 員	1 6 番	山 内 政	議 員

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

渡 辺 健 二 事 務 局 長 室 井 夏 雄 事 務 局 長 補 佐

開会 午後 1 時 1 8 分

◎開会の宣告

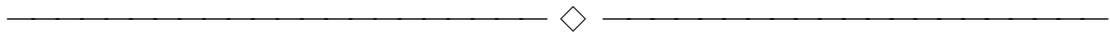
○山内 政議長 皆さん、大変ご苦労さまです。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和 8 年第 2 回南会津町議会全員協議会を開会します。

本全員協議会はこれから議題となります南会津町選挙管理委員会委員及び補充員選挙について協議するため、開催したものであります。

次第は、お手元に配付のとおりです。



◎議題

○山内 政議長 それでは、議題に入ります。

(1) 南会津町選挙管理委員会委員及び補充員選挙についてを議題とします。

議会事務局長から説明をさせます。

議会事務局長。

○渡辺健二議会事務局長 それでは、私のほうから、選挙管理委員会委員及び補充員選挙につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料 1 をご覧ください。

この選挙につきましては、令和 8 年 5 月 24 日をもちまして、町選挙管理委員会委員及び補充員の任期 4 年が満了することから、選挙を行うこととなります。

2 番目の選挙管理委員会の設置・委員の選挙につきましては、地方自治法第 181 条第 1 項で、選挙管理委員会を普通地方公共団体に設置すること、また、同条第 2 項におきましては、委員会は 4 人の委員で組織することが規定されております。

同じく第 182 条では、選挙管理委員または補充員の選任方法、あと、なることができる者及びなることができない者について規定されております。

同条第 1 項には、選挙管理委員は、「選挙権を有するもので、人格が高潔で、政治および選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会において選挙する」と規定されております。

第2項では、4人の補充員についても、同時に選挙することが規定されております。

第3項は、委員に欠員があった場合の補欠の方法と補充員の順序についての規定となっております。

第4項から第7項までが、選挙管理委員または補充員になることができない者、いわゆる欠格条項となっております。

第5項及び第6項では、委員または補充員が同一の政党その他の政治団体に属する者は1人までに規定されております。

また、第7項におきましては、議員と町長との兼職ができないことが規定されております。

一番最後の第8項では、委員または補充員の選挙を行うべき事由が生じたときには、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を議会及び町長に通知しなければならないこととなっております。

なお、この通知につきましては、資料の3ページに写しを添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

めくっていただきまして、資料2ページになりますが、3の選挙の方法についてでございますが、投票による選挙の場合は、こちらに記載しております地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法を準用して行うこととなっております。その準用の概要につきましては、資料2のページ目の四角枠の中に記載しております。

次に、もう一つの方法でございますが、同条第2項から第4項に規定されております指名推選というものがございます。

指名推選につきましては、第2項で全議員に異議がないときにできることとされております。

第3項では、全議員の同意があった者をもって当選人とすると規定されています。

すなわち、指名推選の手續としましては、1番目として、指名推選の方法を用いることを会議に諮り、出席議員全員の同意を得ることが必要となります。2番目としまして、指名の方法、指名者を誰にするのかを会議に諮り、出席議員全員の同意を得ることとされています。3つ目としまして、議長が、指名されたものをもって当選人と定めてよいかを会議に諮り、出席議員全員の同意を得ることとされています。

以上の3点が必要となります。

なお、第4項につきましては、今回の場合、4人を選ぶこととなりますので、個別に同意を得ることはできないとされております。4人一緒に同意を得ることとするように規定されておりますので、よろしくお願いします。

南会津町議会における選挙管理委員会委員及び補充員の選挙に関しましては、町村合併から今回で6回目となります。過去の5回の選挙方法につきましては、執行部から予定者名簿を提出していただき、指名推選の方法によりまして、選挙管理委員会委員及び補充員を決定しております。

今回につきましても、執行部から予定者名簿をいただいております。

その内容につきましては、資料の4ページに選挙管理委員会委員の予定者、5ページに同補充員の推選予定者を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上となりますので、選挙の方法について、ご協議をお願いいたします。

以上でございます。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。質問、ご意見等ございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 非常に難しい質問になるかもしれませんが、今回、指名をされた方に、それぞれ4名ずついるんですが、前段に人格の話がありましたけれど、人格って、高潔という話になりますけれど、その高潔というのは何をもって、尺度というのはあるのでしょうか。これ、なかなか難しいと思うんですけれど、適任者というのとは必ずしも高潔でなくてもいいのかなというふうに思うんです。

自分を照らしてみたいに、私は決して高潔じゃないというふうに自己判断をしておりますが、その高潔にしてという高潔について、何か定義みたいなのがあったら教えてください。

○山内 政議長 議会事務局長。

○渡辺健二議会事務局長 お答えいたします。

明確な規定等は当然ございませんでして、自治法の解説本も見ておったんですけれども、特段、明確にはございませんで、ただ、選挙を執行する上で、最も重要な機関となりますので、公平性、公明性を確保するためには、やはり、それなりに規定ということで高潔となっておりますが、ただ、大変申し訳ありませんが、具体的な規定、事例等はございませんので、申し訳ございません。ご答弁はできません。申し訳ございません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 選挙の方法ということで、いろいろ説明がありましたが、いわゆる執行部側というか、町長からの指名があるんでしょうけど、これ、名簿見てみると、役場の職員が非常に多いんですね。ですから、人選をする場合というのは、この選挙管理委員のみならず、

自分の知り得る情報の中でしか、恐らく指名できないと。

そのことを考えると割と狭義に、狭い領域から指名をするという形にならざるを得ないと思うんですね。だから、こういう方法が本当にいいのかどうなのか、私は分かりませんが、これまで5回行われてきた指名が、指名のやり方なんでしょうけど、それらについて、例えば議会でこれまで議論されたかどうか、あるいは議会の判断と執行部の判断に食い違いがあったかどうか、これらが記憶のある範囲でお答えいただきたい。

○山内 政議長 議会事務局長。

○渡辺健二議会事務局長 お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、役場OBが多いのかなという印象、私も持っております。

ただ、あくまでも今、過去の事例として、執行部側からの予定者名簿の中から指名推選という形、取っております。もし、それを議会の側で選びましょうということであれば、議会の中でそのルールを検討していただいて、ご決定いただくのは必要かなと思っております。

その方法につきましては、例えば事前に先ほどの選挙が必要になった旨の通知が選管委員長さんから届きますので、その段階で議会に諮った上で、例えば選考委員会をするなり、全員協議会の中で各議員さんから、4地域から選ぶのがいいのか、どういった方法で選ぶのか、どういう範囲で選ぶのかというものを選んでいただいて、4人で指名推選を行うのか、ある程度候補者を絞った上で、その候補者から投票により選挙で選ぶという方法もございますので、そのやり方については、最終的には議会のほうで決定することになります。

現時点では、先ほども申し上げましたとおり、有権者の中から、選挙権を有する者の中から選ぶとなりますと、本来ですと、18歳以上の日本国民全員の中から選ぶということになってしまいますので、ですから、事前にそれなりの候補者なり指名推選者を、事前に議会側で選ぶという手続が必要になろうかと思っておりますので、その辺につきましては、議会のほうで皆さんでご検討いただいて、ご検討、ご協議いただいて、最終決定をいただくという流れになるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今の説明ですと、現実的でない方法、今の協議の形を取り除いたやり方だと非常に現実的じゃないので、こういう方法になっているんだと思いますが、私が一番危惧するのは、いわゆるこういう形で高潔にして人格公正、そういうふうにして選んだ、あるいは選ばれた方であれば、当然ですけど、実務、選挙の実際の行動に、活動に入ったときに、一方のあるいは特定な候補者に対しての自分の見解を述べるというのは、とてもやっぱり、不信

感を抱かれる、それが私の耳に届いておりますので、そういうことのないように、これは選ばれた人の側に、議会がというか、私の個人的な意見ですけども、そういうことで、周知するということは執行部を通して可能なんでしょうか。

○山内 政議長 議会事務局長。

○渡辺健二議会事務局長 お答え申し上げます。

具体的に、その選挙活動に近いことをやったということであれば、申し上げることは可能かと思われれます。ただ、我々、地方公務員と特に選挙管理委員は、公職選挙法上でも、明確に選挙運動、活動はできないという規定になっておりますので、そういったことが本来あれば、仮にいうと議会のほうから罷免をするという方法も、確かあったかと思います。

当然、議会で選んでいますので、辞めさせるには議会の手続も必要になっている規定だと記憶しております。すみません、ちょっと具体的にまだ条文を読んでおりませんが、罷免も可能だと私の中で思っておりますが、そういった過去の経験がございましたので、記憶がございましたので、そういうことも、逆に議会のほうでも可能となっていると思います。

以上です。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 ないようですので、質問等は終わります。

事務局長説明のとおり、選挙の方法といたしましては、投票と指名推選の2通りの方法がございますが、過去の選挙管理委員及び補充員選挙の方法につきましては、執行部から推選予定者の名簿の提示を受け、指名推選により選挙管理委員及び補充員選挙を行っております。

資料名簿に掲載されている方々は、これまでも選挙管理委員、補充員を務められており、また、新たな方も人格に優れ、選挙に関して公正な識見をお持ちのことと思いますので、南会津町選挙管理委員会委員及び補充員選挙については、資料名簿のとおり指名推選にすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議がありませんので、南会津町選挙管理委員会委員及び補充員選挙については、資料名簿のとおり指名推選することに決定いたしました。

よろしくお願いいたします。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 以上で、議題は全て終了しました。

これをもちまして、令和８年第２回南会津町議会全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 １時３４分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第 11 条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政